

／ 参考にしてください ／

# 農地の賃借料情報

農地の賃借料については、以前は農業委員会による「標準小作料」を決めておりましたが、標準小作料は廃止され、地域における賃借料の目安になるものとして、「賃借料情報」の提供を行なっています。

平成29年1月から平成29年12月までに締結(公告)された賃貸借契約における賃借料(10a当たり)の平均額、最高額および最低額等を目安として以下にお示しします。

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については「賃借料情報」を参考に、貸し手・借り手双方による話し合いで決めてください。

	平均額	最高額	最低額	データ数 (うち物納数)
日野町(水田) (10a当たり年間)	4,500円	7,600円	1,500円	163件 (94件)

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※使用貸借(無償貸借)契約(270件)は除いています。

※賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、米60kgあたり11,600円に換算しています。

※標準的な水準を算出するため、賃借料データの平均値±70%を超える金額は除いています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

## 農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けずに農地を転用した場合や転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

### ●申請書類の受付

毎月20日締め切り(土・日・祝日の場合はその前日)

※事前に農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入するため一定の期間がかかります。

### ●総会日程

毎月10日(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付締め切り日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。

例えば、3月17日申請→4月総会審議案件

3月22日申請→5月総会審議案件

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

## 農地の相続等の届け出について

相続などにより、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届け出が必要となります。相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



問い合わせ先 ◆ 日野町農業委員会事務局(農林課内) ☎0748-52-6563



## 自動車の登録・検査申請はお早めに！

所有されている自動車等で、検査の有効期間が3月中のものや、名義変更・住所変更・廃車手続きがお済みでないものはありませんか？例年3月の年度末は、自動車の検査・登録申請窓口が混雑しますので、できるだけ早めに済ませましょう。

なお、軽自動車については、軽自動車検査協会滋賀事務所で手続きを行ってください。

普通自動車・二輪(126cc～)は…

近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064

軽自動車は…

軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843

日野町ナンバー(原付・農耕車等)は…

税務課 住民税担当 ☎0748-52-6570

## 平成30年度 固定資産税

### 価格等の縦覧および課税台帳閲覧のお知らせ

#### 土地または家屋の価格等の縦覧

**縦覧の期間** ◆ 4月2日(月)から5月31日(木)まで(土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)

**縦覧の場所** ◆ 役場税務課

**縦覧の方法** ◆ 土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地番、地積、評価額を記載)または家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額を記載)により縦覧できます。

**縦覧の対象** ◆ ①納税者の方が所有する土地・家屋の価格など…縦覧には、納税者ご本人または同

じ世帯の方の場合、印鑑および本人であることが確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。それ以外の方は、これとは別に納税者の方の委任状が必要です。

②上記以外の土地・家屋の価格などが対象となる場合…納税者の方が所有する土地・家屋の価格等とほかの土地・家屋の価格等を比較しようとする場合、その土地・家屋の価格等も縦覧対象となります。

#### 固定資産課税台帳の閲覧

**閲覧の期間** ◆ 4月2日(月)から1年を通して(土・日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分)  
※納税者の方には5月に納税通知書を送付します。同封の課税明細書には固定資産課税台帳の記載事項と同じ内容が記載されています。

**閲覧の場所** ◆ 役場税務課

**閲覧の方法** ◆ 納税者の方が所有する固定資産(土地・家屋)について、固定資産課税台帳に記載された事項(土地の場合は所在、地番、地目、地積、評価額、課税標準額など)を確認することができます。また、借地・借家人の方も、使用または収益の対象となる土地・家屋の課税内容を確認することができます。

**閲覧の対象** ◆ ①納税者の方が所有する土地・家屋について固定資産課税台帳に記載された事項

…閲覧には、納税者ご本人または同じ世帯の方の場合、印鑑および本人であることが確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。それ以外の方は、これとは別に納税者の方の委任状が必要です。

②借地・借家人の方の使用、収益の対象となる土地・家屋について固定資産課税台帳に記載された事項…閲覧には、借地・借家人ご本人の場合、印鑑および本人であることが確認できるもの(運転免許証など)とあわせて、使用または収益の対象となる土地・家屋が確認できるもの(賃貸借契約書など)をご持参ください。

※課税台帳の写しが必要な場合は、申し出ただけで発行します。(手数料:納税義務者ごとに200円)

**ご注意ください** 縦覧・閲覧とも、課税内容に関して電話・FAXなどによる照会、回答はできません。

問い合わせ先 ◆ 税務課 固定資産税担当 ☎0748-52-6572